

令和6年（ワ）第3728号、令和7年（ワ）第4373号

二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外16名

被告 東北電力株式会社 外9名

第5準備書面

令和8年4月2日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力株式会社

訴訟代理人弁護士

吉原 朋成 ■■■■■

同 高橋 俊光 ■■■■■代

同 泉 篤志 ■■■■■

同 丸山 真司 ■■■■■

同 中澤 亮 ■■■■■

同 森 駿介 ■■■■■

同 佐々木 智 生

同 宮 坂 智

同 鈴 木 莉 子

訴訟復代理人弁護士（連絡担当） 三 上 夏 輝

被告ら8社は、本準備書面において、令和7年9月8日付け原告ら第7準備書面（以下「原告ら第7準備書面」という。）及び令和7年12月20日付け原告ら第8準備書面（以下「原告ら第8準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論を行う。なお、略語は特記なき限り被告ら8社の従前の例による。

第1 被告ら8社は法的にCO₂排出削減義務を負わないこと

1 国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見は被告ら8社のCO₂排出削減義務を基礎付けるものではないこと

(1) ICJ勧告的意見に法的拘束力はなく、ICJ勧告的意見は「国家」の行為を対象とするものであること

原告らは、2025年7月23日に公表された国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見（甲A26の1、同26の2、以下「ICJ勧告的意見」という。）に基づき、被告ら8社がCO₂排出削減義務を法的義務として負う旨主張する（原告ら第8準備書面第3及び第4〔30～75頁〕）。

しかしながら、そもそもICJ勧告的意見はまさに「勧告的意見」にすぎないのであって、法的拘束力はないとされている（岩沢雄司『国際法〔第2版〕』（東京大学出版会、2023）656頁（丁27））。

この点を措くとしても、ICJ勧告的意見は、「国家」の行為を対象とするものであって（堀口健夫「気候変動に関する国家の義務についての国際司法裁判所の勧告的意見」NBL1304号（2025）34頁（丁28））、被告ら8社のような「私人」の行為を対象とするものではなく、かかる観点からしても、ICJ勧告的意見は被告ら8社が「法的に」CO₂排出削減義務を負うことを基礎付けるものではない。

原告らは、「国家の義務についてのこれらの指摘（被告ら8社代理人注：ICJ勧告的意見における指摘）は、被告ら発電事業者にもそのまま当てはま

るものである」と主張するが（原告ら第8準備書面第3の4(1)〔38頁〕）、かかる主張には理由がない。

(2) 「erga omnes partes」に関する原告らの主張は誤りであること

原告らは、以下のとおり、I C J 勧告的意見において、「erga omnes partes」の表現が用いられていることを繰り返し引用し、「erga omnes partes」が「すべての当事者の義務」と訳されることを前提として、I C J 勧告的意見は、被告ら8社のような私人のCO₂排出削減義務を基礎付けるものであるかのように主張する（原告ら第8準備書面第3の3(4)〔37頁〕、同第3の8〔51頁〕、同第4の2(2)〔62頁〕、同(3)〔64頁〕等）。

しかしながら、「erga omnes partes」とは、一般的に、「条約当事国間の対世的義務」と訳されるべき概念であり（山形英郎編『国際法入門〔第3版〕一逆から学ぶ』（法律文化社、2022）395頁〔山形英郎〕（丁29））、その義務違反が国際社会共通の利益を害し、全ての「国家」が救済を求めることができる義務のことを指すのであって、私人の法的義務を基礎付けるものではないから、原告らの主張は誤りである。

(3) I C J 勧告的意見は民間事業者を被告とする訴訟における判断を規律する根拠とはなり得ないこと

原告らは、以下のとおり、I C J 勧告的意見に、民間事業者に関する記載が含まれていることを強調する。

・「国内緩和措置義務について、パリ協定第4条第2項に基づく国内緩和措置を遂行する義務は行動義務であるが、その履行においては、民間事業者が行う活動を含め、厳格な相当の注意（due diligence）の基準に従って評価されることを明らかにした（251－254）」（原告ら第8準備書面第3の6〔42頁〕）

・「国家は、管轄下の民間事業者による排出量を制限するために必要な規制措置や立法措置を講じなかった場合、責任を負う可能性がある（428）」（同上）

しかしながら、1つ目の記載については、あくまでパリ協定という国同士の取決めを締約国が遵守しているかを評価するに際して、民間事業者が行う活動について相当の注意を払ったか否かについても考慮するということを述べているだけであって、本件訴訟のような民間事業者を被告とする訴訟における判断を規律する根拠ではない。

また、2つ目の記載についても、原文は、「a State may be responsible where, for example, it has failed to exercise due diligence by not taking the necessary regulatory and legislative measures to limit the quantity of emissions caused by private actors under its jurisdiction.」（甲A26の1・428〔122頁〕、太字下線部は被告ら8社代理人が付した。）であって、「例えば、国家は、その法域内において、民間事業者による排出量を制限するための必要な規制・立法的措置を行わず、相当な注意を払うことを怠った場合、責任を負い得る」と述べているだけであり、あくまで国家の立法・行政の不作为を問題とするものであり、本件訴訟のように、民間事業者を被告とする訴訟における裁判所の判断（司法の判断）を規律する根拠ではない。

なお、原告らは、I C J 勧告的意見により、「国家が民間事業者を規制する義務を負い、その規制の実効性が国家の国際法上の義務履行の基準となる以上、被規制者たる民間事業者もまた、当該規制の趣旨・目的に沿った行動を取る義務を負うのは当然の帰結である」と述べる（原告ら第8準備書面第4の2(3)〔64～65頁〕）。しかしながら、I C J 勧告的意見が上記のとおり「the necessary regulatory and legislative measures」との文言を用いていることから明らかなとおり、I C J 勧告的意見に基づき、法的拘束力

のない範囲で国家が一定の規制・立法的措置を講じることが要請され得ることとは格別、民間事業者である被告ら8社がI C J 勧告的意見に基づき、日本の不法行為法上の義務を負うことにはなり得ない。

大阪高判令和7年4月24日（LEX/DB25622838）（丁19・12頁）は、「CO₂排出量削減のための方策は多分野にわたっており、CO₂排出量削減の寄与度やコストについても様々なとらえ方があり得るし、現実の電力の需要に見合う電力をどのような発電方法により調達するかは、CO₂排出量削減のみならず、政策的観点を含め様々な観点からの検討を要する事項である」と述べている。I C J 勧告的意見の公表前の裁判例ではあるものの、当該裁判例の判示内容は、被告ら8社が主張するI C J 勧告的意見の位置付けとも整合する内容となっている。

以上のとおり、I C J 勧告的意見から被告ら8社のCO₂排出削減義務が導かれるものでないことは明らかである。

2 原告らが依拠する国際的枠組み及び外国判決等は、被告ら8社のCO₂排出削減義務を基礎付けるものではないこと

その他、原告らは、以下の国際的枠組み及び外国判決等に基づき、被告ら8社がCO₂排出削減義務を法的義務として負う旨主張する（原告ら第8準備書面第3及び第4〔30～75頁〕）。

- ① アジェンダ事件に関する2019年12月20日のオランダ最高裁判決（甲A8）
- ② パリ協定（甲A2）
- ③ グラスゴー気候合意（甲A3）
- ④ 2023年のパリ協定第14条第2項に基づく第1回グローバルストックテイクにおける決定（甲A13の1、13の2）
- ⑤ IPCC第5次評価報告書（甲B2）及び第6次評価報告書（甲B6）

- ⑥ IPCC 1. 5℃特別報告書（甲B3の1）
- ⑦ RWE事件に対するドイツ・ハム上級裁判所判決（甲A29の3）
- ⑧ 欧州人権裁判所判決（2024年）（甲A18の1、18の2）
- ⑨ ハーグ高裁判決（甲A28）
- ⑩ パキスタン・ラホール高等裁判所の判決（2015年）
- ⑪ ブラジル最高裁判所の判決（2022年）
- ⑫ インド最高裁判所の判決（2024年）
- ⑬ 米州人権裁判所の勧告的意見（2025年7月3日）
- ⑭ 国連指導原則
- ⑮ 国際エネルギー機関（IEA）が2021年に公表した「ネットゼロ・バイ・2050：グローバル・エネルギー・セクターのためのロードマップ」（甲B104の1、104の2）及びその2023年更新版（甲B106の1、106の2）
- ⑯ G7合意

しかしながら、これらが被告ら8社のCO₂排出削減義務の発生根拠とならないことは、既に述べたところが妥当するほか（被告ら8社第1準備書面第3の2(2)ア〔58～59頁〕）、以下、従前の被告ら8社の主張と重複する部分もあるが、必要な範囲で改めて反論を行う。

第1に、前記①、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬は、いずれも外国裁判所又は国際裁判所の司法判断にすぎず、いずれも日本法とは異なる法体系を前提とする外国法又は条約に準拠した判断であって、日本法を準拠法とする本件においては先例として援用し得ない。

第2に、前記①、⑧、⑩、⑪及び⑫の被告はいずれも国であって、民間事業者を被告とする日本の訴訟における裁判所の判断を規律する根拠とはなり得ない。

第3に、原告らは、前記②、③、④、⑤、⑥、⑭、⑮及び⑯についても掲げているものの、これらの国際的な枠組み等は、いずれも被告ら8社に対する法的拘束力を持つものではなく、被告ら8社のCO₂排出削減義務の発生根拠となり得ない。

第4に、前記⑦及び⑨は、企業を被告とする訴訟ではあるものの、いずれにおいても、裁判所は、原告の請求を退けている。(被告ら8社第4準備書面第1の2(3)エ〔14～15頁〕も参照)。

第5に、前記⑬は、あくまで勧告的意見であって、もとより法的拘束力を有しないものである。

3 原告らが主張する基本的人権についての企業への水平効果は、被告ら8社のCO₂排出削減義務を基礎付けるものではないこと

原告らは、山本敬三教授の文献(甲A24、25)を引用しつつ、国家は、基本権保護義務及び基本権支援義務を負っていることを述べた上で、民法709条の解釈(基本的人権についての企業への水平効果)により、被告ら8社のCO₂排出削減義務が導かれる旨主張する(原告ら第8準備書面第4の1〔55～59頁〕)。

しかしながら、そもそも国家の基本権保護義務が認められるかについては争いがあり、憲法学者の中には、①基本権保護義務の内容が漠然としていること、②基本権保護義務は「国家による自由」を容認するものであり、「国家からの自由」という自由権の本質に反し、基本権に対する不当な干渉を招来する危険があること、及び③基本権保護義務はドイツ法の前提の下で認められるものであって日本ではその前提を欠くことを理由として、疑問や危惧を表明する者が少なくないことは、山本敬三教授自らが認めるところである(山本敬三『公序良俗論の再構成』(有斐閣、2000)199～200頁(丁30))。

特に上記②については、憲法学の権威ある基本書においても、国家の人権保護義務を全ての権利・自由について強調することは、日本においては、かえって人権の不当な制限を招くおそれが少なくないという反論には十分に傾聴すべきものがあると指摘されている（芦部信喜『憲法〔第8版〕』（岩波書店、2023）119頁（丁31））。

さらに、山本敬三教授は、「基本権＝人格権に保護をあたえるとすると、それによって今度は相手方の基本権に対して、国家が制約を課すことになる。立法府はもちろん、裁判所もまた国家の機関である以上、そのような制約が過度にわたることは許されない。したがって、この場合は、国家が基本権＝人格権の侵害に対して少なくとも最低限の保護をあたえることが要請されるとしても、それによって相手方の基本権に対して過度に介入することにならないかどうかの問題となり、その意味で双方の基本権の衡量をおこなうことが必要となる」と述べている（甲A24・47頁、丁30・202頁参照）。

以上を踏まえると、仮に国家の基本権保護義務が認められるとしても、直ちに被告ら8社のCO₂排出削減義務が導かれる関係にないことは明らかである。本件においても、例えば、「電力の需要に見合う電力をどのような発電方法により調達するか」について、「CO₂排出量削減のみならず、政策的観点を含め様々な観点からの検討」（大阪高判令和7年4月24日（LEX/DB25622838）（丁19・12頁））を踏まえた上で、慎重な判断がなされるべきであって、国家の基本権保護義務から被告ら8社のCO₂排出削減義務を導くことは妥当ではない。山本敬三教授が以下のとおり指摘していることもこれに沿うものである。

「いうまでもなく、すべての個人の基本権を最大限実現することは、現実には不可能である。資源にかぎりがある以上、そこでは政策的な取捨選択が不可欠となる。こうした取捨選択は、原則として、国民の民主的決定、つまり立法にゆだねられる。裁判所も、この立法の決定をこえて、特定の個人や集団に特

別な支援を独自に認めることは、原則としてできない。ここで裁判所がなすべきことは、立法の決定を尊重し、その実現をはかると同時に、それが国家の介入禁止に反しないようにチェックすることだけである」(甲A 25・263頁)。

第2 不法行為に基づく差止請求が認められないこと

1 ICJ勧告的意見は不法行為に基づく差止請求が認められる実質的根拠とはならないこと

原告らは、ICJ勧告的意見が、「国家には人為的な温室効果ガスの排出による気候系への重大な危害を防止する義務があり、その義務の第一は緩和（排出削減）の実行であることを明らかにし」たものであり、また気候変動による被害は不可逆的であるなどとして、不法行為に基づく差止請求は認められるべきである旨を主張する（原告ら第8準備書面第5の3(2)〔77～79頁〕）。

しかしながら、前記第1の1(1)のとおりICJ勧告的意見に法的拘束力はなく、不法行為を含む国内法に係る解釈が、同意見により変更されるものではない。また、そもそもICJ勧告的意見が、「国家」の行為を対象とするものであり、被告ら8社のような「私人」の行為を対象とするものではなく、同意見における「*erga omnes partes*」との表現についての原告らの主張が誤りであって、同意見が私人の法的義務を基礎付けるものではないことは既に主張したとおりである（第1の1(1)、同(2)）。したがって、同意見を根拠として、原告らから被告ら8社に対し、我が国の実体法上認められていない不法行為に基づく差止請求が認められることとはならない。

その他、気候変動による被害の不可逆性に係る原告らの主張についても、後記第3のとおり、そもそも原告らの「権利又は法律上保護される利益」に対する侵害の具体的危険は認められないのであるから、その権利侵害の存在を前提として原告らの被害が不可逆的であるなどということもできない。

2 複合構造説及び基本権保護義務は不法行為に基づく差止請求が認められる法的根拠とはならないこと

原告らは、大塚直教授による複合構造説や国家による憲法上の基本権保護義務を法的根拠として、不法行為に基づく差止請求は認められるべきである旨を主張する（原告ら第8準備書面第5の3(3)〔79～80頁〕）。

しかしながら、不法行為に基づく差止請求が、我が国の実体法上の根拠を欠くものであり、その解釈上も認められないことは既に繰り返し主張したとおりである（被告ら8社第1準備書面第3の1〔51～52頁〕、被告ら8社第4準備書面第1の1〔4～6頁〕）。

原告らは、複合構造説により、人格権と不法行為のいずれの法律構成によっても差止請求が認められるとするが、裁判例上、私法上の差止請求においては、一般に人格権又は所有権等に基づく物権的請求権を根拠とした差止請求が認められてきているのであり（大塚直『環境法BASIC〔第4版〕』（有斐閣、2023）509頁（丁32）、越智敏裕『環境訴訟法〔第3版〕』（日本評論社、2025）91頁（丁33））、あえて不法行為に基づく差止請求を認めることは、法解釈に係る予測可能性や法的安定性を欠き、社会経済活動を著しく制約する結果につながるものである。また、国家の基本権保護義務を不法行為に基づく差止請求を認める法的根拠とする主張については、そもそも上記基本権保護義務が認められるかどうかについて憲法学において争いがある上、仮にこれが認められるとしても、直ちに私人である被告ら8社のCO₂排出削減義務が導かれる関係にないことは既に主張したとおりであって（前記第1の3）、これが、不法行為に基づく差止請求の法的根拠となるものではない。

したがって、原告らの主張する上記の各見解を法的根拠として、不法行為に基づく差止請求を認めることはできない。

第3 原告らの主張する「権利又は法律上保護される利益」の侵害が認められないこと

1 原告らの主張する「危険な気候変動から保護される権利」は認められないこと

原告らは、アジェンダ事件に関する2019年12月20日のオランダ最高裁判決（甲A8）、欧州人権裁判所判決（2024年）（甲A18の1、18の2）、パキスタン・ラホール高等裁判所の判決（2015年）、ブラジル最高裁判所の判決（2022年）及びインド最高裁判所の判決（2024年）の各司法判断（前記第1の2における①、⑧、⑩、⑪及び⑫）を根拠として、「危険な気候変動から保護される権利」が基本的権利として確立している旨主張する（原告ら第8準備書面第3の9〔51～54頁〕）。

しかしながら、既に主張したとおり、これらはいずれも外国裁判所又は国際裁判所の司法判断にすぎず、日本法とは異なる法体系を前提とする外国法又は条約に準拠した判断であって、日本法を準拠法とする本件においては先例として援用し得ない（前記第1の2）。

また、そもそも原告らの主張は、後記2で述べる生命・身体・健康等に係る権利のほかに、原告らについてどのような内容の「権利又は法律上保護される利益」が「危険な気候変動から保護される権利」として確立している旨を主張するものかが明らかではない。

仮に原告らが「危険な気候変動から保護される権利」として、大阪高判令和7年4月24日（LEX/DB25622838）（丁19）で示された「気候変動における人格権（1. 5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）」と同様の権利、あるいはこれに類似する権利を主張するものであると解するとしても、当該権利の保護法益は生命、身体、健康を維持するための生活環境であって、生命、身体、健康それ自体との関係では間接的な利益を対象とするものであり、概念が抽象的であることも相まって、個々人によって

保護法益の範囲が大きく変容する。このように、当該権利の保護法益の外延は明確とはいえ、当該権利に対する侵害の具体的危険性を判断することもできない。

したがって、当該権利を差止請求の根拠となる権利として認めることは、差止請求の可否を判断する合理的な指標になり得るとはいえず（以上につき、丁19・11頁参照）、このような気候変動における人格権が、我が国で実体法上認められているとは解釈し得ない。

よって、原告らの主張する「危険な気候変動から保護される権利」は、前記の「気候変動における人格権（1.5℃を超える気温上昇のない世界で健康で幸福に生活する権利）」と同様、あるいはそれ以上に曖昧なものであり、到底差止請求の根拠となる権利として認められるものではない。

2 原告らの主張する生命・身体・健康等に対する侵害の具体的危険が認められないこと

(1) ICJ勧告的意見やIPCCの報告書、海外裁判例等を根拠として、原告らの権利・法益が侵害される具体的危険があるとする主張について

原告らは、ICJ勧告的意見が「人権の享受のために気候保護が不可欠であることを示して」おり、IPCCの報告書は「産業革命以降の人間活動による化石燃料からの累積的排出量と地球平均気温の上昇と直線的関係と平均気温の上昇による気候変動影響の激甚化の関係を明らかにし」ているほか、RWE事件に対するドイツ・ハム上級裁判所判決（甲A29の3）等の判示からは「CO₂排出が地球温暖化の進行、激甚化をもたらすことは、蓋然性を超え、疑う余地のない科学的事実である」として、気候変動による危害発生蓋然性、予見可能性、危害の程度・規模の重大性について疑う余地がなく、そのため、原告らの生命、身体、健康等に関する権利侵害の具体的危険が認められる旨を主張するものと解される（原告ら第7準備書面8〔10

～11頁)、原告ら第8準備書面第3の4(2)〔38～40頁)、同第5の4(2)〔84～85頁)』¹。

しかしながら、差止請求の成否との関係においては、原告ら個々人の生命、身体、健康に被害が生じる具体的危険の有無が問題とされるべきであるところ、上記のICJ勧告的意見、IPCCの報告書及び海外裁判例に基づく原告らの上記主張は、いずれも、一般的・抽象的に、CO₂排出による地球温暖化の影響により、従前と異なる災害等の発生を含めた気候の変動が生じることについて述べるものであり、各私人の具体的なCO₂の排出行為により、原告らを含む個々人の生命、身体、健康等に個別具体的な危険が生じることを明らかにするものではない。既に主張したとおり、地球温暖化による今後の気候変動やそれに伴って発生する被害の予測は、それらの予測が現実化する確率、現実には発生する災害等の内容や程度、現実には災害等が発生する場所などが一概に特定できず様々な可能性があり、具体的にこれらを予測することができるものではない。将来発生する地球温暖化に伴う事象は、気候変動に伴う被害が現実化する確率や、どのような内容・程度の災害等が発生するか、どこで災害等が発生するか等の数多の不確定要素に左右されることになるの

¹ 原告らは、原告ら第8準備書面第2〔7～29頁〕において、気温上昇による病理学的知見及び疫学的知見として種々の論稿等を引用の上、気温上昇による死亡リスクや身体及び精神の健康リスク等について述べる。もっとも、例えば、原告ら提出の書証においても、熱中症による死亡者数や救急搬送数の増加原因については、気温上昇のみならず、高齢化や、死因に用いられる疾病及び関連保健問題の国際統計分類の改訂を含む社会情勢の変化を受けている可能性があるとの他の要因等について示唆する記載(甲B121・2頁)や、「冬季には気温が上昇することで…(中略)…寒冷ストレスを起因とする死亡リスクが軽減される可能性の高いことに留意する必要がある」「都市の気温変化は夏から秋にかけて健康に悪影響を及ぼす一方で、晩秋から春にかけては良い影響を与えることを示している」(甲B136・206、211頁)等の他の影響についての記載、「今後の研究では、高温が川崎病の入院と関連するメカニズムを明らかにする必要があります」(甲B137の2・5頁)、「今後の研究では、日平均気温と腸重積症による入院リスクの増加との関連性のメカニズムを明らかにする必要があります」(甲B139の2・4頁)との今後の研究の必要性を述べる記載等がある。その他、公表されているものとして、ヒートアイランド現象が寒冷地死亡率を減少させることを指摘する見解(<https://www.natureasia.com/ja-jp/earth-env/research/15216>)や暑さによる健康被害には居住地域や社会経済的指標も関連しているといった見解(<https://www.isct.ac.jp/ja/news/pcmz60h8z5zd>)等もあり、原告らが主張する気温上昇と死亡や健康との関係に係る各知見が、その研究の手法等も含め学術的に確立されたものかについては疑義がある。

であり、原告らの主張する生命、身体、健康等への侵害やそのおそれは、現時点において法的に侵害と評価すべき状況が生じていないことはもとより、侵害の発生の有無に関わる不確定要素が多岐にわたり、抽象的な可能性としてしか想定し得ないのであって、具体的危険が生じているということはできない。加えて、国際的な枠組みの下、各国では温室効果ガスの削減に向けた取組みがされているところ、我が国でも、2050年カーボンニュートラルや2030年度削減目標が宣言されており、地球温暖化対策計画に基づく取組みが実施されている。これらの政策的判断を踏まえた各取組みがされている状況に鑑みても、気候変動により、原告らの生命、身体、健康等が将来において侵害される具体的危険が、現時点において生じているとはいえない。

(被告ら8社第1準備書面第3の2(1)〔52～54頁〕)。

したがって、原告らの生命、身体、健康等に関する権利侵害の具体的危険が認められる旨をいう上記主張に理由はない。

(2) 神戸地判令和5年3月20日及び大阪高判令和7年4月24日の射程が本件に及ばないとの主張について

原告らは、神戸地判令和5年3月20日(丁12)及び同訴訟の控訴審判決である大阪高判令和7年4月24日(LEX/DB25622838)(丁19)は、石炭火力発電所の建設・稼働差止めを求めた事案であって、大規模排出事業者に対する排出削減を求める本件とは請求の性質が異なること、また上記ICJ勧告的意見や、科学的知見により気候変動と人権侵害の因果関係が明確になっていることなどを根拠に、本件に同判決の射程は及ばないと主張する(原告ら第8準備書面第5の4(2)ウ〔85～86頁〕)。

しかしながら、神戸地判令和5年3月20日及び同控訴審判決は、本件と差止請求の法的根拠や差止めを求める具体的対象こそ異なるものの、同訴訟における原告らの差止請求の成否に係る争点として、気候変動を原因とする

日本国内に居住する原告らの生命、身体、健康、財産等に生ずる被害の具体的危険の有無や、侵害される権利の存否が争われ、これらの争点に係る判断が示されたものである。そして、本件においても、原告らの差止請求について、日本国内に居住する原告らの生命、身体、健康等に生ずる被害の具体的危険の有無や、侵害される権利の存否が争われているものであり、上記各判決の判断内容は、本件についても参照されるべきである。

原告らに権利侵害の具体的危険がある旨をいう原告らの主張が失当であることはこれまでも主張したとおりであり、上記(1)においても述べたとおり、原告らの主張する生命、身体、健康等への侵害やそのおそれは、現時点において法的に侵害と評価すべき状況が生じていないことはもとより、不確定要素が多岐にわたることからして抽象的な可能性としてしか想定することができないのであって、その具体的危険が生じているということとはできない（神戸地判令和5年3月20日（丁12・44頁）及び大阪高判令和7年4月24日（LEX/DB25622838）（丁19・11頁））。

3 小括

以上のとおり、原告らの主張する「危険な気候変動から保護される権利」や、原告らの「権利又は法律上保護される利益」が侵害される具体的危険は認められず、また、原告らとその根拠として指摘するICJ勧告的意見及び海外裁判例は、本件を含む国内法の判断に影響を与えるものではない。

したがって、被告ら8社各社のCO₂排出行為により、原告らの「権利又は法律上保護される利益」に対する侵害の具体的危険が生じているとは認められず、本件で原告らの主張する「権利又は法律上保護される利益」の侵害がないことは明らかである。

第4 因果関係・共同不法行為が認められないこと

1 原告らの求釈明に対する回答の必要性はないこと

原告らは、被告ら8社に対し、①被告ら8社の主張する世界全体に占めるCO₂排出量の割合の計算根拠、並びに③被告ら8社の世界の排出量に対する累積排出量の割合及びその計算根拠を明らかにすることを求めている（原告ら第8準備書面第5の5(2)〔87頁〕）。

この点、①について、被告ら8社は、2019年度における被告ら8社のCO₂排出量（1億7385万トン）が2019年の世界全体のCO₂排出量合計（336億トン）の0.517%、被告らのCO₂排出量（3億591万トン）で見ても0.910%を占めるにとどまっていることを主張した（被告ら8社第1準備書面第3の2(3)イ〔63～64頁〕）。まず、2019年の世界全体のCO₂排出量合計（336億トン）が、環境省「世界のエネルギー起源CO₂排出量（2019年）」（丁18）に基づくものであることは既に明らかにした（被告ら8社第1準備書面第3の2(3)イ〔63頁〕）。被告ら8社のCO₂排出量（1億7385万トン）は、被告ら8社第1準備書面第2の7(1)ウ（35～36頁）で明らかにした被告ら8社各社の2019年度における「エネルギー起源CO₂（発電所等配分前）」²を合計し、千トンの位を四捨五入して得たものである。また、被告らのCO₂排出量（3億591万トン）は、上記被告ら8社のCO₂排出量に、被告JERA及び被告神戸製鋼所（株式会社コベルコパワー真岡及び株式会社コベルコパワー神戸）の2019年度における「エネルギー起源CO₂（発電所等配分前）」³を合計し、千トンの位を四捨五入して得たものである。

² 環境省及び経済産業省 令和4年12月13日付け「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による令和元（2019）年度温室効果ガス排出量の集計結果」（令和5年10月27日修正）175頁以下

https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/result/r01/result_RI_20231027.pdf

³ 前掲脚注2・175頁

③について、原告らが求める情報は、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害の帰責対象として被告ら8社を選択・特定する事情となり得ず、この点を措くとしても、原告らの言う「累積排出量」がいかなる数値を指す趣旨であるかは判然としないから、求釈明に対する回答の必要性を認めない。

2 事実的因果関係が認められないこと

原告らは、「ICJは、因果関係には、第1に『特定の気候現象または傾向が人為的な気候変動に起因するかどうか』と、第2に『気候変動によって引き起こされた損害が、どの程度、特定の国家または国家グループに帰属させられるか』の二つの異なる要素があると指摘し…第1の要素は、『人為的なGHG排出の結果、気候システムおよび環境のその他の部分に重大な損害が生じたことは科学的に確立されて』おり…多くの場合、科学に依拠することで対処できる事実的因果関係である」、「ハム上級裁判所は、前記の第2の要素について、『原告が主張する物理的な因果の連鎖に照らせば、間接的なものにはとどまらない直接的な侵害が認められる…なぜなら、被害が『被告によってもたらされた過程は、ほとんど直線的に自然科学的な法則に基づき進んで行くからである』とその理由を述べている」などとして、ICJ勧告的意見やハム上級裁判所判決(甲A29)で言及されている見解を踏まえ、「本件においても、IPCCの報告で確認されているとおり、被告らのCO₂排出によって大気中のCO₂濃度が高まり、地球の平均気温を上昇させ、熱波や豪雨など極端な気象現象を生じさせ、健康や生命にさえも影響を及ぼす」として、被告らのCO₂排出行為と原告ら個々人に生ずるおそれのある被害の事実的因果関係が認められる旨主張する(原告ら第8準備書面第5の5(3)(87~89頁))。

しかしながら、ICJ勧告的意見が国家の義務について論じたものであり、かつ法的拘束力を持たないことは前記第1の1のとおりであり、ハム上級裁判所判決のような外国判決が、外国法に準拠した判断であって日本法を準拠法と

する本件において先例として援用し得ないことも、既に主張したとおり（被告ら8社第1準備書面第3の2(2)ア(オ)〔59頁〕）であるから、原告らの指摘するICJ勧告的意見及びハム上級裁判所判決における事実的因果関係に関する見解を、本件において援用することはできない。

また、原告らは、被告らによるCO₂の排出行為によって全地球的な温室効果ガス濃度が増加し、それによって地球温暖化が進行した結果生じた気候変動が、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を生じさせることをもって、不法行為法上の事実的因果関係が認められると主張するものと解される。しかしながら、かかる主張に基づき事実的因果関係を肯定すれば、地球上のあらゆる人為的なCO₂排出源が、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責する対象となり得ることはもちろんのこと、全世界の個々の人々に生ずるおそれのある被害を帰責する対象ともなり得るのであって、妥当でないことは自明である。因果関係を認めるためには、被害の発生を帰責できるだけの連関の強さが必要不可欠であるところ、被告ら8社のCO₂排出量をもって、被告ら8社又は被告らからのCO₂の排出に、全地球的に見て被害の発生を当然に帰責するだけの連関の強さを認めることはできないことも、既に主張したとおりである（被告ら8社第1準備書面第3の2(3)イ〔63～64頁〕、神戸地判令和5年3月20日（丁12・45頁））。

したがって、被告ら8社によるCO₂排出行為と原告ら個々人に生ずるおそれのある被害との間に、不法行為法上の事実的因果関係は認められない。

- 3 被告らの相対的なCO₂排出量を理由として、被告らを原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責させる対象として特定し、被告らの排出行為との間に相当因果関係を認めることはできないこと

原告らは、ハム上級裁判所判決が「RWEの歴史的排出量が世界の0.38%を占めることについてその帰責寄与は他との比較でみるべきとして、因果関係

への寄与を認めた」ところ、IPCC及びIEAにおいて「最初に脱炭素化すべき」とする電力セクターである被告らの排出量を合算すれば、日本全体のエネルギー起源CO₂排出量の約3分の1を占め、世界全体の約1%を占めることからすれば、帰責性が肯定されると主張する（原告ら第8準備書面第5の5(4)〔89～91頁〕）。

しかしながら、原告らの指摘するハム上訴裁判所判決が外国判決であり、日本法を準拠法とする本件に援用し得ないことは繰り返し主張しているとおりであって（被告ら8社第1準備書面第3の2(2)ア(オ)〔59頁〕）、かかる判決は、他の排出源と比較したときの排出量ないし寄与度を理由として、被告らを原告ら個々人に生ずるおそれのある被害の帰責対象とすることの根拠とはなり得ない。

また、地球温暖化は多様なCO₂の人為的排出源の全てが寄与して生じており、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を防止するためのCO₂排出削減方法も多様なものがあり得るところ、排出を削減すべき排出源や削減量はあらかじめ一義的に定まるわけではなく、かかるCO₂排出削減方法の選択・決定は政策的観点から民主制の過程によって行われるべきであり、その選択・決定なしに、多様な排出源のうち特定のものを、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責させる対象として選択・特定することができないことは、日本の裁判例においても明確に示されている（神戸地判令和5年3月20日（丁12・45～46頁）、被告ら8社第4準備書面第1の2(4)イ〔18～20頁〕）。他者と比較したときの寄与度が大きいことを理由として帰責対象を特定することは、かかる政策的観点による民主制の過程を経ずにCO₂排出削減方法を選択・決定し、全世界の個々の人々に生ずるおそれのある被害を帰責する対象とすることを許容することになり、妥当でない。また、他者と比較してどの程度の排出量ないし寄与度が認められれば、帰責対象として選択することが正当化されるのかも明確でなく、いずれにしてもかかる解釈は取り得るものではない。

したがって、被告らの相対的なCO₂排出量を理由として、被告らを原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責させる対象として特定し、被告らの排出行為との間に相当因果関係を認めることはできない。

4 被告ら8社は、CO₂が有害物質か否かを問題とするものではなく、気候変動の因果構造を前提として個々の排出行為と個々の被害との間に相当因果関係が認められないことを主張するものであること

原告らは、被告ら8社の「CO₂は、大気汚染物質等のようにそれ自体が健康に悪影響を与えることが明らかであるような本来的に有害な物質ではない」(被告ら8社第4準備書面第1の2(4)イ〔19頁])との主張に対する反論として、I C J 勧告的意見及びハム上級裁判所判決を示しつつ、CO₂は大気中に蓄積して気候系に影響し、原告らの生命等に被害をもたらすものであるところ、被告らはこの因果構造を無視し、議論を「有害物質か否か」にすり替えており、CO₂排出による地球温暖化が人の健康・生活環境に影響を与えることを前提とした日本法の法体系の存在をも無視しているなどと主張する(原告ら第8準備書面第5の6〔91～93頁])。

しかしながら、I C J 勧告的意見及びハム上級裁判所は本件において先例として援用し得ないことは、繰り返し主張しているとおりである(前記第1の1及び2)。

また、被告ら8社は、被告らのCO₂排出行為が民法719条1項後段の射程に含まれず、被告らの個別のCO₂排出行為と原告らの個別の被害との間に因果関係は認められないことの理由として、CO₂が大気汚染物質等のようにそれ自体が本来的に有害な物質ではなく、直ちに原告らの生命・身体に対する被害を生じさせ、又は生じさせる高度の蓋然性を有するものではないこと、CO₂の排出及び累積はあらゆる生命活動、経済活動等に伴って発生すること、及び地球温暖化の被害は地球全体のCO₂排出行為によってCO₂濃度が上昇して地

地球全体の温暖化が進行し、地球全体に影響を及ぼすことで生じるものであり、個々の排出行為ないし累積CO₂の間に直接的関係がないことを主張しているのであって、気候変動の機序を無視するものではない（丁19・12頁、被告ら8社第4準備書面第1の2(4)イ〔19頁〕）。すなわち、被告ら8社は、地球全体のCO₂排出及び累積によって、気候系への影響が生じ、それによって地球全体の温暖化が進行し、地球全体に影響を及ぼすという、CO₂ないし気候変動の機序は否定していない。むしろ、気候変動の因果構造がそのようであるがゆえに、公害のように本来的に有害な物質を特定人が排出することによって特定人への被害を直接生じさせる場合と異なり、個々のCO₂の排出行為や累積CO₂からは個々の被害が直接生じるものではないことを理由に、個々のCO₂排出行為は民法719条1項後段の射程に含まれず、被告らによる個々のCO₂排出行為と原告らの個別の被害との間の因果関係が否定されることを主張しているのであって、CO₂が「有害物質か否か」に議論をすり替えるものでも、気候変動の機序を無視するものでもない。

このように、CO₂が大気中に蓄積して気候系に影響し、原告らの生命等に被害をもたらすという因果構造を指摘する原告らの前記主張を踏まえても、被告らの個別のCO₂排出行為と原告らの個別の被害との間の相当因果関係が認められないことに変わりはない。

以上